

1980年代韓国学生運動に加えられた隠れた抑圧 —— スパイ工作とメディア操作を通じた複合的抑圧 ——

青木 義幸

はじめに

① 問題の所在

社会運動とは、国家や社会の現状を一部もしくは全体において変革しようとする行為である。いかなる社会問題も存在しない完璧な社会、すなわちユートピアが現実世界において存在し得ないことを鑑みるならば、多様な方法を用いて現状を変更していこうとする人々の行為は、社会変動の核心的要素の一つであると言える。よって、ある社会の変動を十全に理解するためには、社会運動の盛衰の過程を解明する必要がある。しかし、何らかの現状変更を求めるこれらの行為は、現状において利益を有する集団にとっては統制すべき脅威として認識され得る。その結果、現状維持を指向する集団は、抑圧を通じて社会の変動を押しとどめようとする。この抑圧は、様々な経路を経て、運動様式、組織の構成、活動家のアイデンティティ、そして賛同者の増減に影響を与え、運動に参加する人々の選択を左右していく。すなわち、多様な抑圧こそが、社会運動の成長と衰退、人々の参与と離脱を大きく左右する要素なのである。

解放後の韓国社会における社会運動は、時代により掲げられていた理念に自由主義や民族主義などの違いがあるものの、民主化運動の一部として継続して展開されてきた⁽¹⁾。その意味で、韓国の社会運動の最大の特質はその継続性にある⁽²⁾。それは、大統領直接選挙制への転換が実現する1987年以前には民主化運動として活発に展開され、1987年以後も現在に至るまで、環境、ジェンダー、移民などに関する社会問題を新たに扱うようになっていく。こうした事実からもその継続性をうかがい知ることができる⁽³⁾。

また、韓国の事例は、地域レベルの日常生活に密着した主張を展開する日本での運動との比較の中で、訴えそのものに外交関係や経済など国政に大きく関わる傾向があることを指摘されてきた⁽⁴⁾。かつて、社会運動が一般化し、社会全体に対して影響力を持つ社会を「運動社会 (movement society)」⁽⁵⁾とする概念が論じられたが、韓国社会はまさにそのような「運動社会」の一例であると言える。

このような韓国社会において、全ての運動を主導してきたとは言えないものの、1980年代まで社会運動を牽引していたのは大学生を中心とした学生運動であった⁽⁶⁾。実際、李承晩政権 (1948-60年) の不正選挙に対する抗議活動が政権打倒へと転化した1960年の4月革命を主導したのは高校生や大学生を中心とした学生集団であり⁽⁷⁾、また、1972年以降の抑圧的な維新体制⁽⁸⁾が続く状況で、抵抗運動の口火をきったのも学生運動であった⁽⁹⁾。

さらには、1980年の光州民主化闘争⁽¹⁰⁾や1987年の制度的民主化をもたらした6月抗争と呼ばれる転換点でも、運動の前線では絶えず学生が重要な役割を果たしてきた⁽¹¹⁾。中でも1987年の政治的民主化という歴史的文脈から、1980年代は現代韓国社会では「革命の時代」⁽¹²⁾とも呼ばれ、国家による強固な抑圧があったにも拘わらず抵抗運動が爆発的に増加していった時期であった。その抵抗運動の中心に存在していたのが、大学生を中心とした学生運動であった。

しかし、1980年代の民主化運動を牽引していたと評価されている学生運動ではあるが、その活動は継続して活発であった訳ではない。1980年5月の光州民主化闘争の発生から1987年6月の制度的民主化までの約7年間を一つの区切りとすると、1984年までのおおよそ半分の期間は、軍部及び^{チヨン・ドウフアン}全斗煥政権(1979-88年)による光州民主化闘争に対する弾圧の記憶と恐怖、労働関連法の改正・改悪による労働運動の解体、報道機関の統廃合や定期刊行物の登録取消に代表される言論弾圧等の、様々な抑圧による運動の沈滞期と呼ばれる時期に当たるのである⁽¹³⁾。特に、学生運動に対しては、それが有していた正当性を喪失させるとともに運動自体を社会一般から切り離すために、国家の統治機構の掌握を通じて、軍、治安当局、大学当局、メディアを動員した複合的な抑圧が加えられていた。本稿はこの運動の沈滞期を前後した時期の、学生運動に対する国家によるスパイ工作とメディア操作という隠れた抑圧の複合的な姿を、情報機関が民主化運動に対して行った工作活動に関する報告書『過去との対話 未来の省察』(過去事真相究明委員会⁽¹⁴⁾、2007年10月)を用いて明らかにするものである。

② 先行研究と理論的背景

既存の韓国民民主化運動研究や弾圧に関する研究でも、『過去と対話 未来の省察』を分析に用いた、学生運動に対するスパイ工作及びメディア工作等の国家の隠れた抑圧に関する研究が少ないながら行われている。

キム・ウォンの研究⁽¹⁵⁾は、1970年代の学生運動に対する公安査察の実態を明らかにするとともに、市民社会に参与する人々が自らを検閲する「心の病」を作り出す要因として公安査察等の監視やスパイ活動を論じるものである。同研究は、1970年代の公安査察を扱っているものの、1980年代と同じく各大学に2名程度の査察担当官が配置されていたことを史料によって明らかにしており、1980年代との連続性を論じている。しかし、その焦点は1970年代にあるため、1980年代については触れられていない。

他方で、キム・ジュオンの研究⁽¹⁶⁾は、1960年代から2000年代までの国家による報道統制を網羅的に論じている。著者は1980年代の学生運動との関連について、1984年から1985年にかけて学生運動が過激化している姿を強調するために、国家安全企画部⁽¹⁷⁾が『朝鮮日報』のパン・ウォン社長と面談を行い、学生運動の理念の急進化に関する特別記事の連載について協力を求めたことを明らかにしている。しかし、同研究はメディアに対する国

家の統制を明らかにするものであるため、学生運動に関係する分析は約700頁に及ぶ著書の中で簡単に触れられているに過ぎない。さらに、国家のメディア統制に関連する史料を中心的に用いている一方、具体的にメディア統制を通じて報道がどのようになされたのかについては言及されていない。

まとめるならば、これらの先行研究では、国家によるスパイ活動やメディア統制について分析がなされているものの、民主化運動が最も尖鋭的に展開された1980年代に運動を牽引した学生運動に対して、具体的にどのような工作活動が行われたのかは未だ明らかになっていないと言えよう。本稿は、国家の抑圧を扱ったこれらの先行研究と同じ史料を用いながら、先行研究では論じられていないスパイ工作とメディア操作が複合的に作用していく姿を明らかにするものである。

また本稿は、韓国研究であると同時に、社会運動論にとっての抑圧研究の一つである。社会運動の発生、成長そして衰退と国家による抑圧の関係は、社会運動研究において重要な一つのトピックとして扱われてきた⁽¹⁸⁾。しかし、同分野は催涙弾や逮捕等の手段を用いた警察の直接的抑圧(Hard repression/Overt repression)を扱った研究が主流である一方、国家が秘密裏に行うメディアの検閲や規範の操作による運動主体のスティグマ化⁽¹⁹⁾や組織の分裂を促す隠れた抑圧(Soft repression/Covert repression)を対象とした研究は、史料へのアクセスが非常に限定されているためあまり研究が進んでいない⁽²⁰⁾。さらに、複数の抑圧様式が生み出す相乗効果についての研究も非常に限定的になっている⁽²¹⁾。すなわち、本稿が論じるスパイ工作とメディア・コントロールといった抑圧様式は隠れた抑圧に分類できるだけでなく⁽²²⁾、複数の抑圧が明確に複合的に作用している重要な事例なのである。

隠れた抑圧の実態を明らかにし得る史料や公文書へのアクセスが抱える限界は、韓国でも同様である⁽²³⁾。しかし、韓国の場合、情報機関・警察・軍による工作活動や人権侵害に関する報告書が重要な史料群として存在している。本稿は、これらの史料のうち1980年代に国家の情報機関であった安全企画部に関する報告書を用い、同分野が抱える史料アクセスの限界を克服し、隠れた抑圧が加えられる過程を文献研究の形で明らかにする。

また、本稿が注目しようとする、メディアを用いた国家による抑圧の研究には方法論的な困難がある。理論的にも、メディアは、社会の認識や運動の傍観者に影響を与えると見られているだけでなく⁽²⁴⁾、新聞、週刊誌、そしてテレビ等のメディアを通して生み出される運動のイメージこそが社会運動を孤立させ社会と断絶させる決定的な要因だと考えられている⁽²⁵⁾。しかしながら、実際にメディアが生み出したイメージの効果を実証するためには、傍観者が運動陣営のイメージをどのように受け取ったのかを分析し、参与したグループと参与しなかったグループを比較する必要があるが、そのようなデータを歴史的事例から構築するのは非常に困難であることが指摘されており⁽²⁶⁾、本稿も同様の限界を抱えている。そこで、本稿では傍観者によるメディア解釈ではなく、国家による抑圧という側面に焦点を当て、国家によるメディア操作と実際の新聞報道の関係性を明らかにしていく。

③ 事例及び史料

分析に用いるのは、1984年9月の「ソウル大学プラクチ事件」である。これは、大学自律化措置（後出）後に国家の抑圧様式が隠れた形に変化した結果、当局が学内に「プラクチ」というスパイを潜入させた事案である。

さらに、この事件は、スパイ工作とメディア操作が同時に計画・実行されていたため、既存の社会運動研究において皆無とされてきた、複数の抑圧が複合的に作用していく過程を実証し得る貴重な事例なのである⁽²⁷⁾。

「ソウル大学プラクチ事件」に関する学生運動の声明文や報告書は、民主化運動記念事業会のオープン・アーカイブを用いて収集している。また、大学自律化措置後に国家の抑圧様式が隠れた抑圧へと変化する中、学生運動に対する統制は情報機関に当たる安全企画部が各機関をとりまとめる形で計画されていた。しかし、情報機関の活動を記録した公文書は現在も多くが非公開とされているものの、公安活動による人権侵害については、前出の『過去との対話 未来の省察』という報告書が公開されている。本稿は、同報告書に掲載されている内部文書のうち、学生運動に対するスパイ活動とメディア操作について記述されている文書を分析に用いる。

そして、メディアが作り出した学生運動のイメージの分析には、『ソウル新聞』の記事を用いる。1980年代の韓国社会に対する『ソウル新聞』の影響力が、より大規模な新聞メディアであった『東亜日報』や『朝鮮日報』程大きかったとは考えにくい。しかし、1984年当時、『ソウル新聞』は国家の方針に最も忠実であった新聞であったことから、「ソウル大学プラクチ事件」の報道に関して学生達が名指して批判を加えていた新聞の一つであった⁽²⁸⁾。そのため、同紙の記述にこそメディアを通じた国家の抑圧様式や意図が強く現れていると考えられる。さらに、同紙は本稿が扱う「ソウル大学プラクチ事件」発生後、他の新聞に先駆けて学生運動に関する否定的な連載記事を掲載しており⁽²⁹⁾、スパイ活動とメディア操作という複数の国家の抑圧様式が連携していく姿がより明確に読み取れると判断した。『ソウル新聞』の記事には、『東亜日報』や『朝鮮日報』のような検索機能のあるアーカイブは存在しないため、韓国言論振興財団のデータベースを用いて記事の原文を収集し、分析に用いる⁽³⁰⁾。

1 大学自律化措置と抑圧様式の転換

全斗煥政権は、1983年12月21日に、運動に荷担したことで拘束そして除籍された学生達の復学許可を含む「大学自律化措置」を発表し、その象徴的な決定として1984年2月29日には、主要な大学に1980年5月17日以降常駐していた警察や捜査官を完全に撤収させる⁽³¹⁾。この「大学自律化措置」は、新軍部が1980年代前半に進展させた、海外旅行の部分的自律化（1981年）、夜間通行禁止令の廃止（1982年）、中学・高校における頭髪の自由

化(1983年)等に代表される、いわゆる「融和局面」を象徴するものでもあった⁽³²⁾。この「融和局面」は、全斗煥政権の運営が安定期に入ったことに加えて、1986年のアジア競技大会と1988年に控えていたソウル・オリンピックを前にして好意的な世論を作り出し、1985年の第12代総選挙に備えるために推進されたものであった⁽³³⁾。1984年に展開された学生運動は、このような「融和局面」が掲げる自律という言葉とは裏腹に学生運動を弾圧しようとする当局の欺瞞性を批判し、大学行政の民主化を進めると同時に、制限はあるものの融和局面によってもたらされた変化を利用して、官製学生組織であった学徒護国団の解体と学生会の再建を進めていく⁽³⁴⁾。

しかし、安全企画部は、それまでの警察の学内常駐の成果として「事態の初期段階での鎮圧及び主導者の早期検挙」、「事態の拡散防止、学内の秩序維持、デモ計画の萎縮効果」を肯定的に評価しながらも以下の三点を問題点として認識していた。

- ・学生を刺激、警察及び政府に対する反発心を醸成。
- ・デモの主導者検挙及び事態の過剰鎮圧によりデモの拡散事例が発生。
- ・警察要員の講義室及び研究室への投入、教授及び一般学生を殴打する事例が発生することにより不必要な抵抗感を醸成。⁽³⁵⁾

この三点に加えて同文書では、警察の学内常駐が「学内兵営化」や「大学監視」として問題化し、学生達の抵抗をもたらす原因となっていることも指摘されている⁽³⁶⁾。すなわち安全企画部は、警察の常駐によるデモの迅速かつ直接的な抑圧そのものが学生達の抵抗を高め、学生運動の拡散につながる可能性があるため、抑圧様式の転換の必要性を認識していたと言える。しかし、常駐警察の撤収は国家による抑圧の緩和ではなく、デモ発生を未然に防ぐ情報収集のための「非露出潜伏活動」の拡大や、学内デモが他大学へと拡散するのを防ぐための「義務警察の新設」⁽³⁷⁾という新たな抑圧様式への転換を意味していた⁽³⁸⁾。

それまで学生運動に関する情報収集を目的に学内に常駐していた警察が撤収したため、安全企画部は学生に扮した捜査員ではなく、「学園網」⁽³⁹⁾という当該大学の学生、教職員、教授などの学内の人員を利用した情報収集網を拡大させることで、集会やデモの事前情報や学生活動家の動向に関連する情報収集活動を活発化させていく⁽⁴⁰⁾。学園網は担当する任務によって固定網(一般的な情報収集)、機動網(目標集団への浸透、目標集団の瓦解、運動メンバーの思想転向)、特殊網(学内の健全集団の育成)に区分されていたが、それらの任務を担当した人員の6割以上(63.8%)は、安全企画部の監視の対象となっていたサークルや学生会の幹部で占められていた⁽⁴¹⁾。他方、「学園網」が自発的に協力の意思を示した協力者を意味するのとは異なり、情報機関が対象者の弱点を利用して工作を行い、対象者の意思に反して強圧的な方法でスパイ活動に従事させられた「ブラックチ」と呼ばれた人々が存在していた⁽⁴²⁾。

「学園網運用結果報告(1983. 5. 24.)」⁽⁴³⁾という大学自律化前に作成された報告書では、「学園網を通じて予防・情報活動を実施し、収集された情報を関係機関に通報し、相互協力に基づいてデモの発生及び拡散の防止に取り組んだ」とした上で、ソウル大学、西河大学、延世大学等のソウル地域の学生運動だけでなく、慶北大学や忠南大学等の地方大学の学生運動に対しても「デモの兆候の察知及びデモ解体」「不純印刷物配布妨害」「学生運動サークルによる意識化集会の摘発・実施妨害」等の成果を挙げたことが報告されている。さらに、大学自律化実施(1984年1月)後に作成された「1984年度第2学期に向けた学園網点検結果報告(1984. 9. 3.)」⁽⁴⁴⁾でも、全国502の学園網が1984年度第1学期に挙げた成果として、全国の大学における集会・デモ・講演会の妨害(ソウル大学)、団体活動の弱体化及びメンバーの離脱誘導工作(全南大学)、政府を支持する特別講座の開講・反対勢力の育成(慶北大学)等が報告されている。学内に常駐していた警察力による抑圧のみならず、大学自律化以降も学園網を通じた学生運動に対するスパイ工作・デモ妨害工作が続いていた実態からは、1984年以前が運動の沈滞期と呼ばれている理由も見えてくる。

これらの学園網及びプラクチの存在は、国家による逮捕や拘束の原因となる可能性があるだけでなく、誰がスパイかわからないという不信感を学生間にもたらすものであったため、学生運動にとっては重要な問題であった⁽⁴⁵⁾。さらに、1980年代序盤においては、民主化運動やデモに関与した学生を軍に強制的に入営させた上で思想転向とプラクチ活動を強要する「大学版思想転向制度」⁽⁴⁶⁾とも呼ばれた「緑化事業」⁽⁴⁷⁾が軍によって行われていた。そのため、プラクチの存在は学生達の敵愾心をより強めるものであった⁽⁴⁸⁾。この学内プラクチの存在が、以下に論じる自律化措置後の「ソウル大学プラクチ事件」を引き起こすのである。

2 隠れた抑圧がもたらした「ソウル大学プラクチ事件」

「ソウル大学プラクチ事件」は、総学生会の選挙遊説期間に連続するプラクチ事件の総称であるが、その発端は1984年9月17日に大学自律化措置によって復学したソウル大学生達の組織である復学生協議会の創立総会の打ち上げの場において、一人の偽学生(林信鉉^{イム・ジンヒョン}, 27歳)が摘発されたことにある⁽⁴⁹⁾。

この事件の概要は次のようなものである。創立総会終了後、午後3時40分頃に始まった打ち上げで不自然な自己紹介をし、学生間の連絡方法に関心を示していた一人の学生に疑いを持った学生達が、その人物が偽学生であることを突き止める。学生達が、打ち上げを切り上げて学生会館の事務室に場を移して問い詰めると、林信鉉は彼らを逆に脅迫する姿勢を取ったものの、最終的に自らが偽の学生であり「復学生協議会が何をしようとしているのか探りに来た」⁽⁵⁰⁾ことを認めただけでなく、自らが「復学生協議会の活動内容と人的構成を把握し上部に報告するため」⁽⁵¹⁾に創立総会に潜り込んだことを証言する。そして、

9月17日の午後6時頃始まった学生達による調査は、9月18日午後8時頃まで続くが、学生がこれ以上林信鉉を捕まえておくことは適当ではないと判断し、問い詰める過程で暴力を振るったことを学生達が謝罪する中、林信鉉は大きな怪我も無く家族に引き渡されることとなる⁽⁵²⁾。

しかし、この9月17日に続き、偽学生が学生達によって21日（孫澄球^{ソン・ヒョング}、19歳）、そして26日（鄭龍範^{チョン・ヨンボム}、25歳／全基東^{チョン・ギドン}、29歳）にも摘発されることで、彼らはこれらのプラクチこそが大学自律化と逆行するものであると主張し、政府に対して真相究明を求めるデモを展開するようになる。しかし、この事件は、学生達に摘発され調査された四人の偽学生に対する行動が「不法監禁・暴行」にあたるとして、10月5日に警察によって復学生協議会の会長であった柳時敏^{ユ・シミン}（経済学科78年入学）や学徒護国団総学生会長の白泰雄^{ベク・テウン}（公法学科4年）をはじめとする学生運動の中心人物が大学から除籍処分され、さらには警察に拘束されたことで社会問題化する⁽⁵³⁾。そして、これらの抑圧に対して学生達は、試験のボイコットやデモを通して次のような抗議の声を上げるようになっていく。

我々は1983年12月に政府が発表した大学自由化措置を、これまでの学生の弛まぬ民主化に向けた取り組みと国民による強権統治に対する反発に伴う政策転換だと判断し、これを歓迎した。また他方で、我々は民主的な大学の定着と民主社会の確立に向けた除籍学生の釈放と復学、常駐してきた警察の大学からの撤収等の上辺だけの措置ではない、根本的な民主化に向けた政策が必要であることを主張してきた。

しかし、84年度第1学期の状況は我々の期待とは異なり、現政権が本当の大学自律と民主化を求めていることを立証している。まず民主化された大学と社会において学業に集中したいという除籍学生たちの熱望が、むしろ‘一部’‘少数’‘激烈’‘左傾’という官製メディアの謀略的な宣伝によって歪曲される一方、自律化の実現のための学生達の努力は警察によって無惨にも踏みつけられ無数の負傷者が発生し、中には催涙弾の乱射によって失明した学生もいる。一方、軍事政権の忠実な下部である大学当局は学生が納めた自治経費を不当にも執行しなかつただけでなく、学生による自治機構を無視している。（中略）緑化事業は継続され、軍が依然として大学弾圧に介入しているため、まだ無数の学生たちが軍隊で苦しい生活を送っている。今年3月に延世大学で発生したチョン・ヨンジュン事件⁽⁵⁴⁾は、安全企画部による大学への潜入工作が依然として続いていることを傍証しており、現政権が狡猾な情報活動をあきらめていないことが明らかになった。このような警察と軍の大学介入、情報員による大学監視、大学当局の反民主的な大学政策、そして学生達の主張に背を向けながら、学生を暴力と結びつける歪曲宣伝に熱を上げている官製メディアこそが大学民主化を根本的に妨げているのである。⁽⁵⁵⁾

（強調引用者）

この声明文が明らかにしている学生達の認識は、自分たちの主張がメディアを通して「激烈」や「左傾」という言葉で歪められ、また、警察、軍、大学当局、そしてメディアが徒党を組んで学生運動を弾圧しようとしていることに対する不信心の高まりである。

その後、「ソウル大学プラクチ事件」は、真相究明を求める学生達による10月中旬の試験ボイコットへと繋がる。しかし、ボイコットは、それが他大学にまで拡散することを恐れた当局により、「試験を受ける学生を保護する」という名目の下、6,500名を超える警察部隊が大学に投入され、鎮圧される⁽⁶⁶⁾。では、安全企画部はこの当時の状況をどのように認識し、対応を検討していたのであろうか。

3 安全企画部の学生運動に対する認識とメディアの利用

大学自律化措置の実施直前に安全企画部によって作成された「学園事態相分析及び対処方案検討(1983.12.1.)」において、安全企画部は1983年末の学生運動と社会の関係を以下のように認識していた。

過去において学生による騒擾の支持基盤であった一般国民が社会の安定をより重要なものと考え、学生による騒擾に対して無関心になり、もしくはこれを非難するようになると、学生達はこの状況を挽回するために放火、器物破損、投身自殺、市街地への進出などのデモ行為を引き起こしている。⁽⁶⁷⁾ (強調引用者)

この文言から確認できることは、多くの国民が学生運動に背を向け始めており、学生運動の運動様式が国民の支持を取り戻そうとして「過激化」しているという安全企画部の状況判断である。しかし、同時に学生運動の抑制に関して、安全企画部は朝鮮半島の近現代史において学生運動が民族の受難に立ち向かったエリート集団であるというある種の正当性を揺るがす必要性を感じていた⁽⁶⁸⁾。なぜなら、学生運動が有していた、韓国近現代史の変革を牽引してきたという正当性は、多くの国民意識によって支えられており、情報機関といえどもそれを無視することはできなかったからである。そのため、安全企画部は1980年代の学生運動が反体制的主張をし、時に北朝鮮に対して好意的な意識を示す方向へと転換していると認識していたことから、これらの行為やスローガンを対国民用の広報に活用するべく様々な方策を用いてメディアに働きかけていた⁽⁶⁹⁾。

しかし、1980年代序盤に安全企画部が用いたメディア操作は、大学における問題の存在を報道しないよう統制するのではなく、警察が押収した学生運動による左傾文書や出版物などの存在を強調して報道するようにメディアを誘導するものであった⁽⁶⁰⁾。「学園事態相分析及び対処方案検討(1983.12.1.)」の「言論・報道」の項目では、これまでのデモ主導者の拘束や容疑内容を中心とした報道の成果として以下の三つを指摘している。

- ・1970年代の維新体制期には、大学での騒擾についての報道が国民の意識を刺激する要因として働いていたのとは対照的に、5・17以後は当局の強力な報道調整によって大学の騒擾に関する報道が国民一般に与える影響は極めて微弱となった。
- ・メディア側も大方、当局の処置に従っており、大学における騒擾は最小限の事実報道に限定されている。
- ・メディアは大学の実情を企画記事として扱い、大学の抱える問題の解決を牽引する一方で、左傾化の傾向に対する戒めなどを強調した広報効果は絶大である。⁽⁶¹⁾

(強調引用者)

このようにメディアの影響力に自信を深める一方で、同文書は大学に関する報道の完全な統制がメディア側の反発をもたらす危険と、報道がなされないことによる流言飛語の蔓延という悪影響を防ぐ必要があると強調している⁽⁶²⁾。そして決定されたのが、メディアによる事実報道を限定して許可するとともに、学生運動の左傾思想に関する報道資料を積極的に提供することで、体制批判的な記事を自制するように事前にメディアに働きかける方針であった⁽⁶³⁾。大学自律化措置が実施され、学内から警察が撤収した1984年2月末に作成された「1984年度新学期学園対策推進状況報告書(1984.2.29.)」には、学生運動が「過激化」した場合のメディアを用いた対応方針が以下のように報告されている。

- ・学内の騒擾が激烈化する場合(放火、破壊、教授殴打など)にはマスコミの報道によって反対世論を引き起こした後に、警察によって鎮圧する。
- ・学生達による派出所などの公共機関への投石など、秩序紊乱行為が発生する場合には、選別した上でマスコミに報道させ、糾弾世論へと誘導する。⁽⁶⁴⁾ (強調引用者)

すなわち、安全企画部は学生運動の「過激化」を即座に鎮圧するのではなく、マスコミに十分報道させてから鎮圧することを事前に決めていたのである。安全企画部によるマスコミを通じた学生運動を糾弾する世論工作は、「ソウル大学プラクチ事件」に抗議するソウル大学の学生達による中間試験拒否運動に対応するための会議の議事録(「学園対策報告(1984.10.22.)」)に明確に現れている。

- ・全ての広報媒体を使って大学総長の談話文を強調して報道する一方で、国民の支持世論を喚起する。
- ・他大学の類似事例に対しても同時に広報し、デモの拡散を防止する。
- ・最近の過激行為に対する企画報道を並行して行う。⁽⁶⁵⁾ (強調引用者)

この議事録には、学生運動に反対する大学総長の談話を強調することでメディアに反対世論を喚起させようとするだけでなく、ソウル大学での試験拒否運動が他大学に拡散することを憂慮し、ソウル大学でのデモを、メディアを用いた世論工作の対象にしようとする安全企画部の意図が現れていると言えよう。では、このような意図はメディアにどのように現れていたのだろうか。

4 『ソウル新聞』による学生運動の報道

『ソウル新聞』の「ソウル大学プラクチ事件」に関する報道姿勢は、学生運動の暴力を用いた側面を過度に強調し、学生運動を糾弾する方向へと世論を誘導する役目を忠実に果たすものであった。その姿勢は10月2日の社説「学園暴力事態は根絶されるべきである」⁽⁶⁶⁾に明確に現れている。同社説は「最近、大学の内外で学生達の集団的暴力事件が頻繁に起こっており、多くの市民達はこの状態を非常に憂慮している」という書き出しで始まり、「ソウル大学プラクチ事件」を「部外者リンチ事件」とみなし、同時期に起こった全てのデモに参加した学生を一括りに「過激派学生」と表現している。さらには、大学自律化措置が「政府の勇気ある新しい政策」であったにも拘わらず、大学当局と大学生が「与えられた自律を、信念を持って守り切れなかった」と、問題の責任が大学と学生にあることを主張している。以後、『ソウル新聞』は、安全企画部が想定していたシナリオ通りに学生運動に対する反対世論を喚起していく。また、10月3日には「ソウル大学プラクチ事件」を「自律化措置に逆行するもの」とした文教部の答弁を一面で大きく扱い、「大学内に政府の工作員は存在しないだけでなく、大学査察の事実もない」とプラクチの存在や国家による介入を完全に否定する大学当局の発表を大々的に伝えている⁽⁶⁷⁾。

『ソウル新聞』は、これらの報道を加速させるように、10月4日、5日そして10日の三回にわたって「学園暴力どうしろと言うのか——自律を破壊する反知性の現場」という企画連載を行う。10月4日の連載第一回目の記事には「放火・リンチなど破壊行為頻発」という見出しが大きく掲げられ、「問題学生達のデモは日が経つにつれ暴力化し、深刻な局面に陥っている。彼らは大学内外の器物を破壊し、総長室と政党党舎に乱入するなど非知性的行動を取ることにためらいがない」というキャプションを付し、戦闘警察に向かって学生達が投石する写真が載せられている⁽⁶⁸⁾。そして、「ソウル大学プラクチ事件」については、「国民を驚愕させるのは、過激化した学生が部外者を不法監禁し、さらに拷問まで加えた」「一連のリンチ事件」であるとして警察発表を紹介し⁽⁶⁹⁾、最後に以下のような一人のソウル大学教授の言葉で記事を締めくくっている。

ソウル大学の一人の教授は「学生達が部外者を不法に監禁し、リンチを加えるといった行為はこれまでなかったものだ」と嘆くとともに「しきりに局限の状況にエスカレ

ートする彼らの行為は既に不法を正すために不法を用いるという矛盾に陥っている」と述べている。⁽⁷⁰⁾

この連載第一回目の記事の特徴は、学生の暴力的側面を強調すると同時に、直接取材を行わずに警察発表に基づいた紙面作りがされている点である。これは、学生らの主張に関する言及や学生の行為の理由を理解しようとする姿勢が微塵も見られない、安全企画部の意図する通りの報道であったと言えよう。

第一回の連載が学生の暴力的側面を強調したものであったとすれば、10月5日の第二回目の連載は、学生運動の背後に左傾化した組織があることを主張するものに転じる。「切り替わる背後」という副題がつけられたこの記事は、「目的が正当なものであるならその手段も正当なものでなければならず、どのような大義名分の暴力も認めることが出来ない」という、国家暴力を暴力という枠組みから排除した論理展開から始まる。そして、最近の大学でのデモが過激化しただけでなく、街頭デモが10分ごとに場所を変える「ゲリラ式」へと変わった理由として、これまで「地下サークル」が主導してきたデモが「大学自律化推進委員会等の養成組織」によって主導されるようになってきたことが挙げられると報じている⁽⁷¹⁾。また、第一回の連載では全く触れられなかった、過激化したデモに反対する学生の姿を次のように伝えている。

1984年4月6日延世大学で学内デモが発生した際に、一部の学生が過激な行動を取ろうとするや一部の学生がデモの前に立って「とにかく秩序を守りながら我々の主張を貫き通そう」と述べながらデモの過激化を制止した。また、同月13日には高麗大学で一人の学生が演壇に飛び乗ると、「我々のデモが暴力化しているという世論が生まれ始めているから自制しよう」と叫ぶ場面も見られた。⁽⁷²⁾

この学生達が一般学生なのか、それとも学生網のメンバーであるのかは定かではない。しかし、1984年当時に学生運動に対する共感が学生の中に広く生まれていたことを鑑みると⁽⁷³⁾、学生網を通じた工作である可能性は高い。またそうでないとしても、学生網という存在を知らない一般の読者は、当時のデモの雰囲気抗議する学生がいたという一方的なニュアンスでこの記事を受け取ると考えられる。このように、第二回の連載は、第一回の暴力の強調は引き継ぎながらも、大学内部に過激化する学生運動を支援するグループとそうでない健全な学生がいるという枠組みを作り出していると言えよう。

さらに、この二回目の連載記事では、「ソウル大「監禁暴行事件」警察発表文」という警察発表が別の記事として添えられ、「ソウル大学プラクチ事件」において偽学生として摘発された四人がソウル大生に加えられたとする暴力が、「“情報員”であることを明らかにするとして跪かせて夜通し暴行」「目隠しをされた後、服を脱がされて殴打・・・“プラクチ”

「自白強要」「膝の内側に角材を挟んでリンチ・・・病院移送」という大きな見出しと共に伝えられ⁽⁷⁴⁾、学生運動の暴力のみが強調されている。

最後の連載記事は、それまでの記事とは異なり、大学とは国家が「国際競争力を持てるように優秀な人材を養成する使命」を持ったものであることを強調し、その意味で大学自律化措置が大学生の育成を通して国家の成長をもたらすための「英断」であったにも拘わらず、一部の学生がその国家の成長に向けた英断を「リンチ・拷問という非民主的な手段」によって妨害していると主張するものとなっている⁽⁷⁵⁾。この記事を通して強調されるのは、「大学はどうになってしまうのかという国民の憂慮」や「やり過ぎだ」という国民の非難に聞く耳を持たず粗暴になっていく学生の姿である。そして、記事には「一部の学生達がデモにかまけている間にも大多数の学生達は勉学に余念が無い」というキャプションを付した、図書館で勉強に励む学生達の写真が添えられ、国家のために勉学に励みデモに参加しない模範的な学生がいる一方で、国家の成長を妨げようとする不穏な学生達がいるというイメージをもたらしている。

この『ソウル新聞』の連載記事は、学生運動の暴力性を強調した上で、その背後に左傾組織があるのではないかという疑念を植え付けるものであった。そして、国家の成長を脅かす一部の学生がいる一方で、多くの学生は勉学に励んでいるという枠組みを用いることで、一部の過激な活動家だけが参与している学生運動が社会の安定を脅かしているというイメージを生み出していると言えよう⁽⁷⁶⁾。

また、『ソウル新聞』を通じたメディア操作により作り出された枠組みの特徴は、学生運動を「国家の成長を脅かす」集団だとしている点である。このように、学生運動を国家の成長を脅かす一部の学生によるものとみなす一方、勉学に勤しむ学生を国家の為に育成していくという方向性は、軍事政権によるクーデター直後からある程度確立していたものと見られる⁽⁷⁷⁾。言うなれば、大学当局や学生の自律性を認めるという名目で導入された大学自律化措置は、一定の自由な空間を生み出すことで、学生に勉学か運動かという選択を与えるものであった。しかし、その結果として学生は、現政権を国家として認めた上で、国の発展に向けた勉学を選択しなければならなかった。そのため、これは民主化を諦めるか、もしくは抑圧を受けるという、民主化を求めて学生運動に参加している学生にとっては退路の絶たれた選択であったと言えるだろう。

終わりに

1983年末に導入された大学自律化措置は、除籍された学生を復学させ、学生の自治組織としての学生会が復活する等の学生運動組織を生み出す契機であった一方で、国家が学生運動に対し、「プラクチ」を用いた隠れた抑圧様式を拡大させる契機でもあった。そして学生運動は、これを一般大衆から切り離すという意図が反映されたメディア操作によって「過

激」「暴力」「国家の安定を脅かす者」というイメージを与えられ、プラクチの発生に刺激された学生の抗議活動も鎮圧されていく。

プラクチ工作やメディア操作は、1980年代の学生運動に加えられた国家の抑圧の一部に過ぎない⁽⁷⁸⁾。しかし、本稿が論じた両者の連携の特徴は、学生運動を社会から切り離し、孤立させる明確な意図があった点である。さらに、この様式の抑圧は、1987年の制度的民主化以後も継続されていく。1989年10月23日に安全企画部によって作成された「最近の大学におけるプラクチ疑惑を大学暴力の糾弾世論に活用する必要性」という議事録には、偽学生を政府による学内スパイであると強弁している学生の姿等を、「メディアの協力を得てそれぞれの事件に関する真相報道とともに、様々な学生運動関連者の暴力を報じる特集記事を通じて、大学における暴力行為に対する批判世論を確保する契機として活用」⁽⁷⁹⁾すべきであるとされている。このように、プラクチ工作とメディア操作を通じた学生運動に対する抑圧は、民主化という政治制度の変化と関係なく続けられていたのである。その意味で、80年代前半に展開された、メディアを用いた社会統制が強化されていくこの過程は、学生運動が孤立するよう抑圧が加えられていく過程であると同時に、国家による抑圧様式が直接的抑圧 (Hard repression/Overt repression) から、メディアの検閲や規範の操作による運動主体のスティグマ化、さらには組織の分裂を促す工作活動といった隠れた抑圧 (Soft repression/Covert repression) へと移行していく過程であったとも言えるだろう。

本稿では学生運動と国家を強く対立するものとして論じたが、学生運動を含む市民社会と国家はあらゆる社会において対立するものではない。国家は時に暴力から市民社会を守り、自由を構築する力となることも事実である⁽⁸⁰⁾。しかし、それでもなお、国家が企図する支配やヘゲモニーに抗う人々の声は聞き続けなければならない。なぜなら、国家は法や制度を通じた政治的強制力のみならず、自らが考える世界観を常識として提示することによって、自らの意図に抗う人々を理解できない存在として社会から排除する力を持っているためである⁽⁸¹⁾。国家の支配やそのヘゲモニーの中で、理解できない者として烙印を押された人々は、同一社会内で考えを同じくする仲間を探し、自らの意図に同意してもらえるよう働きかけようとする。この烙印を押された人々と社会との繋がりを絶とうとするのが国家による支配の一つの形なのである。そのように考えると、国家による抑圧を明らかにする作業とは、抗う声に耳を傾けてもらえない人々への言葉や経験に耳を傾ける出発点であると言えよう。

【注】

- * 韓国民主化運動記念事業会の史料データベース (<http://db.kdemocracy.or.kr/main>) からダウンロードした、書籍になっていない声明文、報告書、控訴理由書などについては、逐一の書誌情報を示していない。

- (1) チョ・ヒヨン編『韓国社会運動史——韓国変革運動の歴史と80年代の展開過程』ハンウル、1990年5月(韓国語)。金栄鎬『現代韓国の社会運動——民主化後・冷戦後の展開』社会評論社、2001年5月。磯崎典世「体制変動と市民社会のネットワーク」、辻中豊・廉載鎬編著『現代韓国の市民社会・利益団体——日韓比較による体制移行の研究』現代世界の市民社会・利益団体研究叢書2、木鐸社、2004年4月、52-85頁。
- (2) ソン・ホチョル「民主化運動、民主化、民主主義——概念と韓国的特性を中心に」『韓国と国際政治』第43号、2003年12月、18頁(韓国語)。
- (3) 具度完著/石坂浩二・福島みのり訳『韓国環境運動の社会学——正義に基づく持続可能な社会のために』韓国の学術と文化9、法政大学出版局、2001年11月。春木育美『現代韓国と女性』新幹社、2006年7月。Gi-Wook Shin and Paul Y. Chang, *South Korean Social Movements: From Democracy to Civil Society*, Routledge Advances in Korean Studies, Vol. 24, London: Routledge, 2011.
- (4) Sook-Jong Lee and Celeste Arrington, "The Politics of NGOs and Democratic Governance in South Korea and Japan," *Pacific Focus* 23, no. 1 (2008), pp. 75-96.
- (5) David S. Meyer and Sidney G. Tarrow, *The Social Movement Society: Contentious Politics for a New Century, People, Passions, and Power—Interest Organizations, and the Political Process*, John C. Green, Series Editor, Lanham, Md.: Rowman & Littlefield Publishers, 1998.
- (6) チェ・ジャンジプ『民主化以後の民主主義』フマニタス、2011年5月(韓国語)。イ・ホリョン/チョン・グンシク編『学生運動の時代』ソンイン、2013年12月(韓国語)。
- (7) パク・テスン/キム・ドンチュン『1960年代の社会運動』カチ、1991年11月(韓国語)。
- (8) 朴正熙政権による国会解散、政党及び政治活動の停止等の一部の憲法効力の停止を含む大統領特別宣言の発表と非常戒厳令の宣布(1972年10月17日)から、朴正熙が殺害される1979年10月26日までの期間。維新体制は、1972年11月21日の国民投票で成立した新憲法により、選挙を通じた政権交代が事実上不可能になり、それ以前よりも基本的人権や政治的自由が制限される抑圧的な政治体制であった。木宮正史『国際政治のなかの韓国現代史』山川出版社、2012年4月、80-82頁。
- (9) チェ・ジャンジプ、前掲書、117-121頁。
- (10) 1979年12月12日のクーデターにより権力を握った新軍部勢力は、1980年に入ってから強まっていた学生を中心とする抵抗運動を抑えるため、1980年5月17日に全国の大学への休校令を含む非常戒厳令を全国に拡大する。「光州民主化闘争」とは、5月18日に韓国南西部に位置する光州の学生や市民がこの措置に対する抗議活動を開始し、5月27日に軍によって鎮圧されるまで展開した一連の抗争を指す。民主化運動記念事業会研究所編『韓国民主化運動史 年表』民主化運動記念事業会、2006年12月、387-388頁(韓国語)。
- (11) 民主化運動記念事業会編『韓国民主化運動史』3、トルベグ、2010年11月(韓国語)。
- (12) イ・ヘヨン編『1980年代 革命の時代』セロウンセサン、1999年12月(韓国語)。
- (13) キム・グィオク/ユン・チュンロ編『1980年代民主化運動参加者の経験と記憶』民主化運動記念事業会、2007年9月、34頁(韓国語)。キム・ジョンハン「民主化運動の時代」、キム・ジョンハン他編『韓国現代生活文化史1980年代』創批、2016年8月、41-42頁(韓国語)。

- (14) ノ・ムヒョソン 盧武鉉政権 (2003-08年) が推進した。
- (15) キム・ウォン 「公安査察——監視と自己検閲の日常化」『明日を開く歴史』第63号, 民族問題研究所, 2016年6月, 32-47頁 (韓国語)。
- (16) キム・ジュオン 『韓国の言論統制』リブック, 2008年12月 (韓国語)。著者のキム・ジュオンは1980年代に『韓国日報』の記者を務め, 1986年に「報道指針」と呼ばれる国家による報道統制に関する文書を月刊紙『マル』を通じて暴露した人物である。
- (17) 国家安全企画部とは, 国家安全保障に関する情報セキュリティ及び犯罪捜査の実務を担当するとの名目で, 1981年1月21日に設立された大統領直属機関。1980年代の国政運営への安全企画部の強い関与が最も明確に現れているのが「関係機関対策会議」の存在である。同会議は安全企画部が主導して国政の主な課題に関する対策を決定する準常設機構であった。主に大学や労働等の公安関連事件について, 会議の招集発議は担当省庁が行えるものの, 会議の招集権は安全企画部にあった。さらに, 同会議には法律上の議決権や政策決定権は与えられていなかったが, 各省庁の長官級が出席したため, 同会議で協議された内容は事実上政府当局の政策決定と同等の効力を持ったと見られている。ハン・ヒウォン 『大韓民国国家情報院』ベクニョンドンアン, 2014年10月, 140-142頁 (韓国語)。キム・ダン 『シークレットファイル国情院』メディチ, 2016年9月, 148-150頁 (韓国語)。
- (18) Doug McAdam, Sidney G. Tarrow and Charles Tilly, *Dynamics of Contention*, Cambridge Studies in Contentious Politics, Cambridge, U.K. / New York: Cambridge University Press, 2001. Christian Davenport, “Introduction. Repression and Mobilization: Insights from Political Science and Sociology,” In *Repression and Mobilization*, edited by Christian Davenport, Hank Johnston and Carol McClurg Mueller, Minneapolis: University of Minnesota Press, 2005, pp. vii-xli.
- (19) 運動主体のスティグマ化とは, 特定の運動に対する警察による逮捕やメディアによる報道が, その運動を常識から外れた社会的に望ましくないものとして孤立させていく過程を意味している。Patricia Steinhoff, “Memories of New Left Protest,” *Contemporary Japan: Journal of the German Institute for Japanese Studies* 25, no. 2 (2013), pp. 127-165.
- (20) Myra Marx Ferree, “Soft Repression: Redicule, Stigma, and Silencing in Gender-Based Movements,” In *Repression and Mobilization*, pp. 138-155.
- (21) Jennifer Earl, “Political Repression: Iron Fists, Velvet Gloves, and Diffuse Control,” *Annual Review of Sociology* 37, no. 1 (2011), pp. 261-284.
- (22) 隠れた抑圧の様式には, 運動組織に対する監視 (Surveillance), 潜入 (Infiltration), 別件逮捕 (Harassment Arrests), そしてメディア操作 (Mass Media Manipulation) などの多様な様式がある。Jules Boykoff, “Limiting Dissent: The Mechanisms of State Repression in the USA,” *Social Movement Studies* 6, no. 3 (2007), p. 288.
- (23) チョン・グンシク 「学生運動研究に向けた方法論的模索」, イ・ホリョン/チョン・グンシク 編, 前掲書, 48-55頁。
- (24) William A. Gamson, “Bystanders, Public Opinion, and the Media,” In *The Blackwell Companion to Social Movements*, edited by David Alan Snow, Sarah Anne Soule and Hanspeter Kriesi,

Malden, Mass.: Blackwell Publishing, 2004, pp. 242-261.

- (25) Patricia Steinhoff, "Radical Outcasts versus Three Kinds of Police: Constructing Limits in Japanese Anti-Emperor Protests," *Qualitative Sociology* 29, no. 3 (2006), pp. 387-408.
- (26) William A. Gamson, *Talking Politics*, New York: Cambridge University Press, 1992. この限界に対する一つの可能性として、新聞の投書欄を用いるという分析方法もあり得る。実際、日本においても新聞の読者投書欄を社会意識が反映された社会調査データとして分析する試みが行われている。中野康人「社会調査データとしての新聞記事の可能性——読者投書欄の計量テキスト分析試論」『関西学院大学先端社会研究所紀要』第1号, 2009年3月, 71-84頁。しかし、1980年代前半期の韓国社会では、国政に関連する報道内容の許認可等を指示する報道指針というメディア統制が新聞メディアに加えられていたことを鑑みると、同時期の新聞データを用いて学生運動や政治動向に関する傍観者の認識を読み取ることは困難が伴う。
- (27) Earl, op. cit., p.278.
- (28) 韓国記者協会・80年解職言論人協議会編『80年5月の民主言論』ナナム出版, 1997年5月, 93-95頁(韓国語)。韓国基督学生会総連盟・民主化運動青年連合・韓国カトリック学生会全国連合・韓国基督青年協議会「最近の大学弾圧に対する我々の立場——ソウル大学プラクチ事件は何を意味するのか?」1984年10月10日(韓国語による声明文)。
- (29) 安全企画部の要請を受けた学生運動及び大学運営に関する連載としては、『朝鮮日報』による「大学を見る目」(1984年3月7日-1984年3月14日)という6回にわたる記事が確認できる。国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編『過去との対話 未来の省察——大学・間諜編』国家情報院, 2007年10月, 220-221頁(韓国語)。
- (30) 学生達が強く反発していたのは新聞メディアだけでなく、国営テレビのKBS(韓国放送公社 Korean Broadcasting System)であった。言葉ではなくイメージを直接的に伝えるテレビというメディアの特殊性に加え、1986年の時点で韓国におけるカラーテレビの普及率が88.6%であったことを踏まえるならば(中村均『韓国のマスコミと民衆』春秋社, 1986年12月, 171頁)、テレビ・メディアによる報道を分析する必要があるが、テレビの報道に関しては一次史料としてアクセスすることが難しいため、本稿では分析に用いていない。
- (31) 韓培浩著/木宮正史・磯崎典世訳『韓国政治のダイナミズム』韓国の学術と文化17, 法政大学出版社, 2004年6月, 357-358頁。
- (32) 1980年代に進化した韓国社会における自律化・自由化の全体像については、韓国国家記録院データベース「禁忌と自律」(<http://theme.archives.go.kr/next/tabooAutonomy/viewTaboo.do>)を参照(2018年2月15日閲覧)。
- (33) 国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編, 前掲文献, 129頁。ホン・ソクリュル「催涙弾と火炎瓶, 1980年代学生運動」『明日を開く歴史』第28号, 2007年6月, 75頁(韓国語)。
- (34) 高麗大学100年史編纂委員会編『高麗大学学生運動史』高麗大学出版部, 2005年5月, 279-281頁(韓国語)。ソウル大学60年史編纂委員会編『ソウル大学60年史』ソウル大学出版会, 2006年10月, 867-868頁(韓国語)。
- (35) 国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編, 前掲文献, 127頁。
- (36) 同上文獻, 128頁。

- (37) 1983年までは戦闘警察と呼ばれたデモ鎮圧を目的とした警察部隊。1979年の時点で戦闘警察の人員は1万6000人であったが、1981年には3万2000人、1983年の義務警察制度の成立とともに、その数は4万5000人へと大幅に増加する。ホン・ソクリュル、前掲論文、76頁。
- (38) 国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編、前掲文献、129頁。
- (39) 「学園網」とは、「捜査官の説得により当事者が自発的に協力の意思を示した協力者」を指しており、この協力者は「一定の報酬を受け取る代わりに、捜査官から与えられた任務を遂行する者」を意味している。しかし、1980年代序盤において全ての学園網が報酬を受けていたわけではなく、報酬を受ける「有報酬網」とそれ以外の「無報酬網」もしくは「協力者」という分類が存在していた。国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編、前掲文献、50-51頁。
- (40) 1983年12月現在、安全企画部が直接管理・運営している学園網は401あったが、1984年9月には502へと増加していた。国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編、前掲文献、50頁。
- (41) 国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編、前掲文献、52頁。
- (42) 『警察庁過去史真相究明委員会調査結果報告書』に記載されている複数の情報提供者の回想では、学生から先に金銭を要求して進んで学園網になる場合も皆無ではなかった。しかし、主に逮捕もしくは拘束された学生が学園網やブラクチとして活用された事例が多く、その場合には自らが行ったスパイ活動に対する自責の念から現在に至るまでその行為を思い悩む者もいたことが記録されている。警察庁編『警察庁過去史真相究明委員会調査報告書』警察庁、2007年11月、137-142頁（韓国語）。
- なお、韓国社会で用いられていたブラクチという用語は、「組織内において身分を偽ったまま、隠密活動を行う者」を意味する。警察庁編、前掲書、129頁。なお、この言葉はロシア語の *fraktsiya*（原義は「分派」「派閥」「セクト」。英語の *fraction*）に由来する。
- (43) 国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編、前掲文献、153-155頁。
- (44) 同上文献、156頁。
- (45) ソン・ホシク「大学査察とブラクチ」『月刊中央』1988年9月号、210頁（韓国語）。
- (46) キム・ウォン「大学弾圧と疑問死」、疑問死真相究明委員会報告書発刊委員会編『国家暴力と疑問死の発生』大統領所属疑問死真相究明委員会、2004年11月、292頁（韓国語）。
- (47) 緑化事業は、軍に強制徴集された学生と通常の手続きを経て入隊した者のうち、学生運動の経歴を持つ者を対象に、軍内部への左傾思想の流入を防ぐという名目で個別に学生運動の経歴を調査した上で、対象者の考えや理念を転向させようとする純化教育を実施し、後に転向したと判断された兵士に対しては休暇中や除隊後に出身大学で情報収集等のスパイ活動を強要したものであった。国防部過去史真相究明委員会編『8大事件調査結果報告書(上)』国防部、2007年12月、36-37頁（韓国語）。

公式的には緑化事業は、1982年9月から1984年12月に廃止されるまで実施されたとされているが、軍による緑化事業にまつわる疑惑は1990年代にも社会問題化していたため、民主化後にも継続していたと見られている。緑化事業の一次的な目的は、学生活動家の思想転向にあったと考えられるものの、その実態は学生運動参与者に対してスパイを強要するものであった。しかし、軍に入隊したはずの先輩が頻繁に大学に現れることは、後輩達に容易に疑惑を感じさせるものであったため、スパイとみなされた緑化事業対象者は学内において避けられるようになり、当

人は自らの信念を裏切っているという自戒の念に苦しめられるようになる。ヒョン・ジョンドク「強制徴集と緑化事業」、疑問死真相究明委員会報告書発刊委員会編、前掲書、559-562頁（韓国語）。

- (48) 1984年10月5日にソウル大学プラクチ事件に関与したとして警察によって拘束され、刑事告訴された柳時敏は、1985年5月に提出した「控訴理由書」において、「緑化事業」を強制された記憶を次のように回顧している。

除隊をわずか二ヶ月後に控えた1983年3月、もう一つの試練が私を待っていました。去年(1984年：引用者註)世間を驚かせた‘緑化事業’もしくは‘官製プラクチ工作’がまさにそれでした。人間にとって自らの安全のために友を裏切るほかに道がないように強要する最も非人間的抑圧が数百の学生に加えられていたのです。当時、現役軍人であった私は保安部隊に対する恐怖に打ち勝つことが出来ず、形式的ではありましたが、彼らの要求に応えるという妥協策によって自らの安全を守ることは出来ましたが、それに伴う良心の苦痛から逃れることは出来ませんでした。(柳時敏「控訴理由書」1985年5月27日、14頁〔韓国語〕)

- (49) 民主化運動記念事業会研究所編、前掲書、421頁。
- (50) ソウル大学総学生会・ソウル大学プラクチ事件対策委員会「ソウル大学プラクチ事件真相報告書」1984年10月8日、3頁（韓国語）。
- (51) 同上文献、5頁。
- (52) 同上文献、7頁。
- (53) 民主化運動記念事業会編、前掲書、224頁。
- (54) 1984年3月29日に延世大学で開催された民主化推進委員会の集会を撮影していたチョン・ヨンジュンが学生によって摘発された事件。学生達はこの撮影を当局による大学査察だと主張した。『京郷新聞』1984年3月30日、7面。
- (55) 韓国基督学生会総連盟他、前掲文献。
- (56) ソウル大学60年史編纂委員会編、前掲書、868頁。
- (57) 国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編、前掲文献、15頁。
- (58) 同上文献、209頁。
- (59) 同上文献、210頁。
- (60) 同上文献、213頁。
- (61) 同上文献、215頁。
- (62) 同上文献、215頁。
- (63) 安全企画部は、このような学生運動陣営の行為を強調して報道すると同時に、親体制的な学生集会を好意的に、且つ積極的に報道するようメディアに働きかけていた。国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編、前掲文献、218頁。
- (64) 国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編、前掲文献、204頁。
- (65) 同上文献、82頁。
- (66) 「【社説】学園暴力事態は根絶されるべきである」『ソウル新聞』1984年10月2日、2面（韓国語）。

- (67) 「学園暴力の原因を根こそぎに」『ソウル新聞』1984年10月3日, 1面 (韓国語)。
- (68) 「学園暴力どうしろと言うのか(上)」『ソウル新聞』1984年10月4日, 5面 (韓国語)。
- (69) 同上。
- (70) 同上。
- (71) 「学園暴力どうしろと言うのか(中)」『ソウル新聞』1984年10月5日, 10面 (韓国語)。
- (72) 同上。
- (73) ウ・テヨン『1982年度入学者達の革命遊戯』図書出版善, 2005年7月, 80頁 (韓国語)。
- (74) 「ソウル大学 監禁暴行事件 警察発表文」『ソウル新聞』1984年10月5日, 10面 (韓国語)。
- (75) 「学園暴力どうしろと言うのか(下)」『ソウル新聞』1984年10月10日, 10面 (韓国語)。
- (76) 『ソウル新聞』と並んで学生運動がその報道を批判していた『京郷新聞』も, 1984年10月18日, 19日, 20日の3日間にかけて「象牙の塔なぜなのか——反知性的暴力は収束しなければならぬ」という連載記事を掲載している。同連載も基本的には学生運動の暴力性を非理性的とした上で, 背後に学生運動を指導している組織が存在しているという枠組みが用いられている。しかし, 『京郷新聞』の連載では, 学生の暴力化するデモの被害者として薬剤師やタクシー運転手といった一般市民の声を取り上げ, 一般の人々の日常生活を脅かす存在として学生運動が強調されている。
- (77) 1980年8月19日に開催された全国大学総長・学長会議の昼食会の席において, 後に大統領に就任する全斗煥は, 「今後はどのような状況であっても大学内外における騒乱は一切容認」せず, 「街頭デモの悪習を多少の犠牲を払ったとしても根絶させる」と学生運動を容認しない意思を明確に述べる一方で, 国家, 民族の利益を考える事の出来る学生を育成していくという大学行政の方向性を次のように述べていた。

これからは新たな勉学に適した雰囲気醸成が必要だと考えます。大学内の勉学に適した雰囲気は教授と学生が取り組んで初めて実現することができるものです。すなわち, 教授は学生に対して知識のみを教えてはならず, 我々の国, そして民族が直面している現実を直視し, 国家の利益が何であるかを判断することができる能力を育てなければならぬのです。

(『京郷新聞』1980年8月19日, 1面 [韓国語])

- (78) 1980年代の学生運動は, 本稿で論じた隠れた抑圧の他にも, 警察や捜査当局による逮捕・殴打・拷問等の様々な直接的な抑圧に晒されていた。チョン・ジェホ「韓国民主主義と学生運動」, チョ・ヒヨン編『国家暴力, 民主主義闘争, そして犠牲』ハムケインヌンチェク, 2002年11月 (韓国語)。
- (79) 国情院過去事件真相究明を通じた発展委員会編, 前掲文献, 151-152頁。
- (80) ジェームズ・C. スコット著/清水展・日下渉・中溝和歌訳『実践 日々のアナキズム——世界に抗う土着の秩序の作り方』岩波書店, 2017年9月。
- (81) Antonio Gramsci, *Selection from the Prison Notebooks*, New York: International Publishers, 1971, p. 12. グラムシの論じる近代国家へのヘゲモニーは, 本稿で論じたメディアだけでなく, 学校, 組合, さらに商品名といった人々の日常を通じて同意 (consent) を促進していくことが一つの特徴である。この観点からすると, 本稿で論じた国家による工作活動やメディア・

コントロールはヘゲモニー構築の一要素に過ぎないと言えよう。そのため、学生運動が社会から実際に乖離していく要因として 1980 年代の韓国社会におけるヘゲモニーを明らかにするためには、社会の中で当然そこにある日常のように受け取られている現象によって促される、学生運動に関する国民の同意について今後分析を行う必要がある。

【付記】

草稿段階で、^{キム・ウオン}金元教授（韓国学中央研究院）、有田伸教授（東京大学）、和田毅教授（東京大学）、牧田裕美氏（東京大学大学院）、三浦航太氏（東京大学大学院）、田中李歩氏（東京大学大学院）の各氏、及び、匿名査読者に有益なコメントを頂いた。記して感謝したい。

本論文は、2014 年大韓民国教育部および韓国学中央研究院（韓国学振興事業団）から東京大学韓国学研究中心が受けた「海外韓国学中核大学育成事業」の支援を受け遂行した研究である（AKS-2014-OLU-2250002）。

This work was supported by the Core University Program for Korean Studies through the Ministry of Education of the Republic of Korea and Korean Studies Promotion Service of the Academy of Korean Studies (AKS-2014-OLU-2250002).